

発福長第1622号
令和8年9月24日

鳥取市内高齢者福祉施設開設法人 様

鳥取市長 深澤 義彦
(公印省略)

令和9年度地域医療介護総合確保基金の活用による介護施設等の整備要望について（照会）

平素より、本市の高齢者福祉施策の推進にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第6条に基づく基金（地域医療介護総合確保基金）を充てて実施する事業のうち、介護施設等の整備に関する事業について、鳥取県から整備要望に係る連絡がありました。

つきましては、本市における整備要望の集約を行いますので、事業実施を希望される場合は、一先ず電話等で長寿社会課に意思表示いただき、下記の要領で要望書を提出くださいますようお願いいたします。

なお、本要望に当たっては、県及び市の予算措置の状況により助成が受けられない場合があること及び原則令和9年度中（令和10年3月31日まで）に完了するものであることをご承知おきください。

※内示の時期により、着手可能（入札～）となるのが令和9年10月以降となる見込みです。

記

1 対象事業

- (1) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入事業
- (2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業
- (3) 既存の特養等のユニット化改修事業
- (4) 介護施設等における看取り環境整備推進事業
- (5) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置事業
- (6) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備事業
- (7) 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業
- (8) 介護職員の宿舍施設整備事業

2 提出書類 別紙要望書及び対象事業の調書

3 提出期限 **令和8年10月9日（金）※厳守**

4 提出先 〒680-8571 鳥取市幸町71番地
鳥取市福祉部長寿社会課 管理係

5 留意事項 本調査は、令和9年度の事業量及び内容を把握するために行うものであり、本基金による補助等を約束するものではありません。また、補助内容及び単価は令和8年度の国の地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づくものであり、変更になる可能性があります。予め御承知ください。

(担当)
福祉部長寿社会課管理係 田中
Tel (0857) 30-8211
Fax (0857) 20-3906
Mail choju@city.tottori.lg.jp